

## 議事日程第12号

令和2年(2020年)招集大阪狭山市議会定例会6月定例会議会議事日程  
令和2年(2020年)5月29日午前9時30分開議  
議会期間(令和2年5月29日から同年6月23日まで26日間)

日程第1	発議第17号	会議録署名議員の指名について
日程第2	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第3	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第4	諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第5	諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第6	諮問第5号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第7	議案第46号	農業委員会の委員の任命について
日程第8	議案第47号	農業委員会の委員の任命について
日程第9	議案第48号	農業委員会の委員の任命について
日程第10	議案第49号	農業委員会の委員の任命について
日程第11	議案第50号	農業委員会の委員の任命について
日程第12	議案第51号	農業委員会の委員の任命について
日程第13	議案第52号	農業委員会の委員の任命について
日程第14	議案第53号	農業委員会の委員の任命について
日程第15	議案第54号	農業委員会の委員の任命について
日程第16	議案第55号	農業委員会の委員の任命について
日程第17	議案第56号	農業委員会の委員の任命について
日程第18	議案第57号	農業委員会の委員の任命について
日程第19	議案第58号	農業委員会の委員の任命について
日程第20	議案第59号	農業委員会の委員の任命について
日程第21	議案第60号	農業委員会の委員の任命について
日程第22	議案第61号	農業委員会の委員の任命について
日程第23	議案第62号	農業委員会の委員の任命について
日程第24	議案第63号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第 2 5	議案第 6 4 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 2 6	議案第 6 5 号	大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 7	議案第 6 6 号	大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 2 8	議案第 6 7 号	大阪狭山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
日程第 2 9	議案第 6 8 号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 3 0	議案第 6 9 号	大阪狭山市立斎場条例の一部を改正する条例について
日程第 3 1	議案第 7 0 号	大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 3 2	議案第 7 1 号	大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 3 3	議案第 7 2 号	令和 2 年度 (2020年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 6 号) について
日程第 3 4	議案第 7 3 号	令和 2 年度 (2020年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 7 号) について
日程第 3 5	報告第 2 号	令和元年度 (2019年度) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 3 6	報告第 3 号	令和元年度 (2019年度) 大阪狭山市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 3 7	報告第 4 号	令和 2 年度 (2020年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について

発議第17号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

13番 鳥山 健

14番 松尾 巧

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目169番地の1

氏 名 中 井 新 子

昭和24年1月22日生

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目31番15号

氏 名 谷 村 三千代

昭和24年9月9日生

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山二丁目906番地の1

氏 名 川 添 毅

昭和31年2月3日生

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中三丁目21番10号

氏 名 藤岡 礼子

昭和29年1月19日生

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市半田三丁目1708番地(208号)

氏 名 染谷悦子

昭和42年6月5日生

議案第46号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東池尻二丁目1265番地

氏 名 都 築 保 彦

昭和21年4月27日生

議案第47号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市半田三丁目1676番地の4

氏 名 川端靖士

昭和22年4月8日生

議案第48号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木六丁目971番地の1

氏 名 草野安孝

昭和22年4月10日生

議案第49号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市山本北1245番地

氏 名 田 中 嘉 彦

昭和22年9月1日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東野中三丁目1152番地

氏 名 上 田 幸 男

昭和27年6月25日生

議案第51号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目662番地

氏 名 山 林 恵美子

昭和29年1月4日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東菜莢木四丁目2132番地の1

氏 名 萩野博一

昭和30年3月10日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山二丁目919番地の3

氏 名 増田初代

昭和31年5月14日生

議案第54号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市今熊五丁目560番地

氏 名 中 辻 茂 樹

昭和32年11月21日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野中475番地

氏 名 池 田 雅 和

昭和34年12月26日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市半田二丁目324番地

氏 名 田 中 哲 夫

昭和37年3月2日生

議案第57号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東野中三丁目1159番地

氏 名 山 本 隆

昭和26年6月19日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目1038番地の1

氏 名 面 井 忠 好

昭和26年12月26日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市茱萸木一丁目1398番地

氏 名 奥平種之

昭和28年2月25日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台五丁目1番6号

氏 名 中 村 弘 道

昭和28年3月3日生

議案第61号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市山本東582番地

氏 名 小 谷 嘉 博

昭和28年10月18日生

議案第62号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目14番7号

氏 名 面野久雄

昭和30年3月16日生

議案第63号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台一丁目19番4号

氏 名 箔 本 康 博

昭和23年10月18日生

議案第64号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

第1条 大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の2中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第5条の3に次の1項を加える。

15 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第16条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第29条 第4条の2第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の2中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第5条の3第15項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第30条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第18条の6の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第31条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の7第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第65号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年大阪狭山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度における第1号被保険者の保険料率の軽減)

5 新条例第8条第1項第1号から第3号までに該当する者の令和2年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第8条第1項第1号に該当する者 22,359円
- (2) 新条例第8条第1項第2号に該当する者 33,538円
- (3) 新条例第8条第1項第3号に該当する者 52,169円

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第66号

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等  
の一部を改正する条例について

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「15歳」を「出生の日から18歳」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。

第1条の2第2項を削る。

第2条第1項第2号中「という。」の規定による」の次に「被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者又はこれらの」を加え、同条第2項第2号中「（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項中「（精神病床への入院に係る給付を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の世帯に属する対象者それぞれの規則で定める一部自己負担額を合算した額が規則で定める世帯合算上限額を超える場合は、当該合算した額から規則で定める世帯合算上限額を控除した額を加えて助成する。

第3条第3項ただし書中「保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる対象者」を加える。

第4条第1項中「保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる対象者」を加える。

第6条中「は、子どもが」を「又は婚姻により成年に達したものとみなされる受給者は、」に改める。

第7条中「保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる受給者」を加え、「子ども」を「当該受給者」に改める。

第9条中「又は受給者の保護者」を削る。

第10条第1項中「保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる受給者」を加える。

第2条 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、家族訪問看護療養費及び入院時食事療養費」を「又は家族訪問看護療養費」に改め、「行われた場合」の次に「(食事療養に係る給付を除く。)」を加える。

(大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の世帯に属する対象者それぞれの規則で定める一部自己負担額を合算した額が規則で定める世帯合算上限額を超える場合は、当該合算した額から規則で定める世帯合算上限額を控除した額を加えて助成する。

第4条 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、家族訪問看護療養費、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（食事の提供たる療養に係るものに限る。）」を「又は家族訪問看護療養費」に改め、「行われた場合」の次に「(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)」を加える。

(大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第5条 大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年大阪狭山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項を次のように改める。

3 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（大阪府内に所在するものに限る。以下「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であつて、当該病院等に入院等をした際に大阪狭山市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、大阪狭山市の対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であつて、現に入院等をしている病院等（以下「現入院

病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次に掲げるものは、大阪狭山市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であつて、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に大阪狭山市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。)を行つたと認められる者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際に大阪狭山市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条第1項中「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る。

第6条 大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、家族訪問看護療養費、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(食事の提供たる療養に係るものに限る。以下同じ。)」を「又は家族訪問看護療養費」に改め、「行われた場合」の次に「(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定（「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る部分に限る。）、第3条中大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定（「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る部分に限る。）並びに第5条並びに附則第3項及び第5項の規定 令和3年4月1日

(2) 第2条、第4条、第6条及び附則第4項の規定 令和3年11月1日

(3) 附則第6項の規定 公布の日

(適用区分)

2 第1条（大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定（「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る部分に限る。）を除く。）の規定による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費条例」という。）及び第3条（大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定（「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る部分に限る。）を除く。）の規定による改正後の大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、令和2年10月1日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

3 第1条（大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定（「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る部分に限る。）に限る。）の規定による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例、第3条（大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定（「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る部分に限る。）に限る。）の規定による改正後の大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び第5条の規定による改正後の大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新重度障害者医療費条例」という。）第3条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例、第4条の規定による改正後の大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び第6条の規定による改正後の大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年11月1日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 新重度障害者医療費条例第2条第3項及び第4項の規定は、令和3年4月1日以後に入院等をした者について適用し、同日前に入院等をしている者については、令和3年11月1日から適用する。

(準備行為)

- 6 新子ども医療費条例第4条及び第10条の規定による必要な手続その他の行為は、令和2年10月1日前においても行うことができる。

議案第67号

大阪狭山市国民健康保険条例等の一部を改正する  
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市国民健康保険条例(昭和36年大阪狭山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、別に定める期限までに提出しなければならない。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例(平成20年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大阪狭山市介護保険条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市介護保険条例(平成12年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、別に定める期限までに提出しなければならない。

附則第6条中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条にお

いて「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大阪狭山市国民健康保険条例附則第4項、第2条中大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例附則第3条及び第3条中大阪狭山市介護保険条例附則第6条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第27条及び第3条の規定による改正後の大阪狭山市介護保険条例第17条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

### (経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例附則第4項、第2条の規定による改正後の大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例附則第3条及び第3条の規定による改正後の大阪狭山市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものに適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第68号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を削り、同表の5の2の項中「総務省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に、「(1) 市等」を「(1) 市又は地方公共団体情報システム機構（以下「市等」という。）」に改め、同項を同表の5の項とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

大阪狭山市立斎場条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市立斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

## 大阪狭山市立斎場条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立斎場条例（昭和58年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号の表中「6,000円」を「8,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同条第2号の表中「60,000円」を「80,000円」に、「42,000円」を「56,000円」に、「18,000円」を「24,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市立斎場条例第5条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の斎場の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の斎場の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第70号

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携  
施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、  
「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事  
業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他  
の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護  
者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を  
講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保  
が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項の」を「前項第2号に該当する」に改める。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神  
上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を  
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例について

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第73号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 2 号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計予算繰  
越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源	入 源	未 収 入			定 財 源
							国・府支出金	地方債		
2. 総務費	1. 総務管理費	コミュニティーセンター管理事業	28,577,000	28,577,000			25,700,000		2,877,000	
3. 民生費	1. 社会福祉費	施設開設準備経費等支援事業	63,007,000	63,007,000		63,007,000			0	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	25,367,000	25,367,000		13,200,000	10,300,000		1,867,000	
9. 教育費	2. 小学校費	コンピュータ設置事業	96,315,000	96,315,000		41,464,000	47,700,000		7,151,000	
9. 教育費	3. 中学校費	コンピュータ設置事業	43,525,000	43,525,000		18,737,000	21,500,000		3,288,000	

報告第 3 号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計予算事  
故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計予算事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年(2020年)5月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人



報告第 4 号

令和 2 年度 (2020 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 2 年度 (2020 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

令和 2 年 (2020 年) 5 月 29 日提出

大阪狭山市長 古川 照人